

資料編

三股町総合計画審議会設置条例

(昭和46年2月26日条例第2号)

改正 昭和55年3月28日条例第9号 昭和55年7月14日条例第17号
平成元年9月29日条例第20号 平成17年3月22日条例第1号
平成23年3月23日条例第5号 平成27年3月27日条例第5号
平成29年3月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、三股町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、本町総合計画に関し必要な事項を調査し、及び審議させるため、三股町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 町の区域内の公共的団体等の役職員
- (3) 知識経験者
- (4) 町議会議員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議会が終了したときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議に必要な事項について調査する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画商工課において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月28日条例第9号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年7月14日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年9月29日条例第20号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月22日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月23日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

三股町総合計画審議会 委員名簿

No	所 属	役 職	氏 名
1	自治公民館連絡協議会	会 長	嶋田 松夫
2	いきいき集落長田地区	代 表	尾山 卓
3	民生委員児童委員協議会	会 長	下村 勉
4	三股町保育会	会 長	高野 和恵
5	三股町身体障害者連絡協議会	会 長	別納 征歐
6	さんさんクラブ三股	会 長	荒武 公治
7	三股町商工会	会 長	廣瀬 弘
8	三股町商工会女性部	部 長	高山 京子
9	三股町観光協会	会 長	池邊 美紀
10	三股町農業委員会	会 長	溝口 良信
11	三股町農業経営者	代 表	宮田 明奈
12	三股町教育委員会	委 員	長岡 江利子
13	三股町壮年連絡協議会	会 長	指宿 安正
14	三股町スポーツ協会	副会長	宮内 浩二郎
15	三股町女性団体連絡協議会	会 長	荒武 八重子
16	南九州大学	教 授	菅野 善明
17	宮崎銀行 三股支店	支店長	黒木 彰彦
18	移住者代表兼女性企業者(BRASSERIE あもり)	代 表	中川 あき子
19	女性企業者(株式会社 ARCUS)	代 表	山元 幸代

町長の諮問

三企商発第157号
令和7年7月23日

三股町総合計画審議会
会長 嶋田 松夫 様

三股町長 木佐貫 辰生

第6次三股町総合計画（後期基本計画）について（諮問）

三股町総合計画審議会設置条例に基づき、第6次三股町総合計画（基本構想案、後期基本計画案）について貴審議会に諮問します。

総合計画審議会の答申

令和7年 12月 3日

三股町長 木佐貫 辰生 様

三股町総合計画審議会
会長 嶋田 松夫

第6次三股町総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和7年7月23日付け三企商発第157号により、本審議会に諮問がありました第6次三股町総合計画（基本構想案、後期基本計画案）について、本審議会は、令和7年7月23日から令和7年12月1日までの間、審議を重ねた結果、本計画が総合的、長期的展望に立って町の方向性を示す内容となっており、行政運営の総合的な指針として適切であると認め、ここに答申します。

また、本計画の推進に当たっては、町民の参画を促進し、町民との協働によるまちづくりに努めていただき、「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち三股」の実現に向け、尽力されるよう、下記の意見を付して要望します。

記

1. 人口減少対策として、出生率維持や移住促進策の一層の強化を図るとともに、若者の定住意欲の醸成や子育て環境の整備についても、包括的かつ持続的な実施に努めていただきたい。
2. DX推進については、行政サービスのデジタル化に加え、地域産業や教育、福祉分野への活用を積極的に進め、町全体の効率化と利便性向上に取り組んでいただきたい。また、デジタル技術を活用できるよう、住民のデジタルリテラシー向上にも配慮されることを期待します。
3. 地域内外の多様な主体との協働を進めながら、関係人口の拡大を通じて、地域の新たな担い手づくりを促進するとともに、外国人住民を含む多文化共生施策やゼロカーボンの実現に向けた地球温暖化対策等を積極的に展開し、すべての町民が心身ともに健康で安心して、快適に暮らせる環境の整備に努めていただきたい。これにより、町民のウェルビーイングの向上を図り、魅力あふれる地域社会の実現を期待します。

第6次三股町総合計画策定経過

実施日	実施内容	備考
令和6年度		
9月6日～9月23日	18歳以上町民アンケート実施	
10月25日～11月29日	中学生アンケート実施	
10月25日～12月12日	保護者アンケート実施	
令和7年度		
4月28日	町長、副町長協議	策定方針等の検討
5月30日～6月30日	前期計画における各課ヒアリングシート(達成状況等調査)の作成	
6月12日	トップインタビュー	
6月23日	第1回総合計画幹事会	
7月23日	第1回総合計画審議会	委嘱状交付並びに諮問、計画の概要説明、調査結果報告、基本構想の審議
8月18日～8月20日	各課ヒアリング	
9月24日	第2回総合計画幹事会(書面開催)	
10月15日	第2回総合計画審議会	後期基本計画の審議
10月15日～10月27日	第3期総合戦略策定に伴う各課ヒアリングシート(事業の見直し)の作成	
11月4日	第3回総合計画幹事会	
11月7日～11月27日	第6次三股町総合計画策定のための意見募集(パブリックコメント)	
11月12日	第3回総合計画審議会	後期基本計画の審議
11月20日	庁議	基本構想及び後期基本計画審議
11月28日	第4回総合計画審議会(書面開催)	パブリックコメント報告、答申
12月15日	町議会	基本構想及び後期基本計画議決

第6次 三股町総合計画

[後期基本計画]

令和8年3月発行

発行：宮崎県三股町

編集：三股町企画商工課

〒889-1995

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

[TEL] 0986-52-1111

[FAX] 0986-52-4944
